

兵高教組 2022年11月24日 確定速報 No.4 調査情報21号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

11月24日(木) 賃金権利確定交渉 最終回答

介助員、生活・学習支援員の報酬面での改善 中高齢層の給与面 勤勉手当の「きめ細かな対応」で妥結 月例給 0.3%・勤勉手当 0.1 月引き上げ(再任用は 0.05 月)

11月24日午後から夜にかけて、高教組・従組・兵庫教組は合同で、2022年度の賃金権利確定交渉をもちました。第2回交渉では、会計年度任用職員の報酬面での改善、介護のための離職再採用制度の改善、採用試験の常勤講師への加点措置拡充等の回答があり、第3回交渉における「最終回答」では、リフレッシュ休暇の改善、中高齢層の給与面で、勤勉手当で「きめ細やかな対応をする」等が提案されました。

高教組拡大闘争委員会は、ベアが若年層のみにとどまったこと、常勤講師の2級給料表適用、勤勉手当の期間率で改善がないこと、介助員、生活・学習支援員の病休が無給のままであることには不満が残るが、月例給と一時金が改善されたこと、介助員、生活・学習支援員の報酬面での改善、中高齢層の給与面で「勤勉手当で勤務実績に応じきめ細かに対応する」などの回答を評価して、妥結の判断に至りました。

県教委の最終回答(第2回までのものも含む) <概要> 差額年内支給

給料表等 (県人勧どおり)

- ◆月例給を平均0.3%引き上げ
2022.4.1から適用(初任給~30歳代半ばまで)
会計年度任用職員は2023.4.1適用
- ◆勤勉手当を0.1月引き上げ
2022年6月期と12月期に遡って各0.05月
再任用職員は0.05月(各0.025月)改善
- ◆介助員、生活・学習支援員の処遇(報酬面)
人材確保・多忙化解消の観点から改善
詳細は執行部へ連絡 [2023.1.1実施]
- ◆通勤手当
結婚・介護などライフステージの変化により転居した職員に対する高速道路等にかかる加算を検討

休暇制度・採用制度等

- ◆不妊治療に伴う出生サポート休暇について
日数を拡充し、取得手続きを簡素化する
[2023.1.1実施]
- ◆リフレッシュ休暇(各3日間)について
勤続20年目、30年目に取得できない場合、
25年目に取得→30年目までにいつでも取得可
35年目に取得→定年までにいつでも取得可
[2023.1.1実施]

- ◆再任用から臨時講師への年休繰り越し
[2023.1.1実施]
- ◆介護による離職再採用について
現行の59歳まで→段階的に64歳までに
離職後2年まで→3年までに
[2023.1.1実施]
- ◆教員採用試験について
常勤講師への加点措置の拡大(別途)
コロナによる二次未受験者への救済措置(別途)
[2023実施の試験から]

中高齢層職員の勤勉手当

- ◆勤務実績に応じ、きめ細かな対応をしたい
詳細は執行部へ連絡 [2023.6月期から実施]

その他

- ◆再任用短時間勤務について
定年前を含むすべての再任用短時間勤務を、少数職種を含むすべての職種に導入 [2024.4.1実施]
- ◆県立学校の業務支援員について
拡充を検討
- ◆臨時講師全員の2級給料表適用
現時点では困難。他府県の動向を見ながら検討。

確定交渉結果報告会について

最終回答の詳細や拡大闘争委員会の判断、交渉の経緯などを、支部執行委員会等で高教組本部役員が説明しますので、そちらへぜひご参加ください。

**11大要求署名3739筆、2級適用署名3638筆を提出しました。
ご協力いただき、ありがとうございます。**